

平成 31 年和泉市教育委員会第 3 回定例会

日 時：平成 31 年 3 月 28 日（木）午後 2 時 00 分から
場 所：和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事兼教育総務室長	立花 達也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
指導室教育センター所長	杉前 洋
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
指導室指導担当総括主幹	武市 久美子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査 (こども部)	蓮池 昌司
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室こども政策担当課長	西川 加恵
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
生涯学習部	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
読書振興・青少年センター担当	堀内 真弓

生涯学習・スポーツ振興担当	辻野 明子
生涯学習課長	西角 雅士
生涯学習課長補佐	尾郷 森太郎
スポーツ振興課長補佐	上岡 繁
(市長公室)	
政策企画室次長	木下 明信
政策企画室資産マネジメント担当課長	山本 謙

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

- 議案第 8 号 和泉市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 9 号 和泉市スポーツ推進委員の任免について
- 議案第 10 号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 11 号 和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則制定について
- 議案第 12 号 施設一体型義務教育学校の設置について
- 議案第 13 号 平成 31 年度「学校に対する指示事項」について(別冊)

4. 報告事項

- (1)和泉市立学校に係る部活動の在り方に関する方針について
- (2)天皇の即位の日を休日とする法律の施行に伴う休日の一時預かり保育実施について

5 . その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、平成 31 年和泉市教育委員会第 3 回定例会を開会させていただきます。</p> <p>まず、平成 31 年第 2 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、第 2 回定例会の会議録について承認することにいたします。</p> <p>続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原真佐子委員にお願いいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議事項 6 件、報告事項 2 件になります。</p> <p>議案第 9 号につきましては、「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」という案件名で告示しておりましたが、告示後、スポーツ推進委員 1 名から辞職願の提出があり、スポーツ推進委員の委嘱と併せて、「和泉市スポーツ推進委員の任免について」として審議いただきたい旨の申し出が事務局よりありましたのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第 8 号「和泉市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則制定について」ですが、関連する議案第 9 号「和泉市スポーツ推進委員の任免について」と続けて、事務局（スポーツ振興課）より説明をお願いします。</p>
辻野次長	<p>スポーツ振興担当次長の辻野です。</p> <p>議案第 8 号「和泉市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則制定について」その提案の理由並びに内容につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>資料の 1 ページでございます。</p> <p>まず、提案の理由でございますが、スポーツ推進委員の定員等を現状に即したものとするため、所要の規定の整備を行う必要があり、規則第 2 条並びに第 3 条の一部を改正するものでございます。</p> <p>それでは、内容につきまして新旧対照表にて御説明申し上げます。</p> <p>3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 条中、「住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について」を「住民のスポーツの振興のために」に改め、第 2 項を削除します。これは、現状のスポーツ推進委員の活動では、特に地域分担等は行わず、広く市全体を対象にスポーツ振興に係る活動を行っている状況であるため、この規定を削除するものでございます。</p> <p>次に第 3 条中、「51 名」を「51 人以内」に改めます。これは、現状が規則に適合していない状況であること、また仮に 51 人を確保できた場合でも、途中退職が出た場合など、規則に適合しない状況になることを考慮し、改正を行うものでございます。</p>

	<p>続きまして、議案第9号「和泉市スポーツ推進委員の任免について」ご説明させていただきます。4ページをお願いします。</p> <p>本件につきましては、和泉市スポーツ推進委員規則に基づき、公募による募集を行い、面接を実施したところ、スポーツ推進委員として十分な資質があることを確認できたことから、この度、委嘱を行うものです。</p> <p>任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。</p> <p>また、平成31年3月20日付けでスポーツ推進委員1名から辞職願の提出があったことから、平成31年3月31日をもってスポーツ推進委員の職を解くものです。</p> <p>のことから、平成31年度のスポーツ推進委員は43名になります。</p> <p>6ページにスポーツ推進委員の主な事業を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>今後も定員の充足に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号及び議案第9号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、議案第8号及び議案第9号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」事務局（生涯学習課）より説明をお願いします。</p>
西角課長	<p>生涯学習課の西角でございます。</p> <p>7ページ、議案第10号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」説明させていただきます。</p> <p>本件については、黒鳥小学校ほか、3つの留守家庭児童会において、平成31年度以降の入会児童数の増減に対応するため、本年4月にクラスの増設及び廃止をおこなうものでございます。</p> <p>10ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>黒鳥留守家庭児童会につきましては、入会希望児童数の増加に対応するため、今年度新たに建設した専用プレハブにCクラスを増設するものでございます。</p> <p>芦部留守家庭児童会につきましては、平成31年度の入会申込児童数が見込みよりも減少し、今後の推計からも大幅な増加はないと予測されるため、定員19人のCクラスを廃止し、定員38人の現在のDクラスをCクラ</p>

	<p>スとするものでございます。</p> <p>いぶき野留守家庭児童会につきましては、児童数の増加により、現在借用している 2 教室を学校に返還する必要が生じたことから、今年度 新たに建設した 2 階建ての専用プレハブに、C クラスと D クラスを移設することに伴い、C クラスの定員変更を行うものでございます。</p> <p>青葉はつが野留守家庭児童会につきましては、入会希望児童数の増加に対応するため、学校から新たに 1 教室を借用し、G クラスを増設するものでございます。</p> <p>これらの留守家庭児童会の定員数は、12 ページの参考資料にございます、和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 9 条第 2 項及び第 10 条第 4 項の規定に基づき定めるものでございます。</p> <p>また、参考資料として、平成 31 年度の留守家庭児童会の申し込み状況を 13 ページに添付しております。</p> <p>議案第 10 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明は以上でございます。</p>
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
藤原真佐子委員	<p>12 ページの条例施行規則の第 3 条に「児童会の運営に支障のない範囲」と書かれていますが、支障のない範囲とは具体的にどのようなものですか。現場の先生方の意見が汲み取られているかが心配です。児童会の人数が増えている状況の中で事故が増えているというニュースもよく聞きます。子どもの人数に対する支援員の数について基準緩和するという話も出てきていますが、市としてどのような方向性を考えられているのでしょうか。</p> <p>それと、その下の条例第 10 条の 4 に「一の支援の単位」とありますが、現在は一単位 2 名の専門職という配置であるかと思いますが、ここにプラスして無資格のアルバイトの方で構成されているという状況なのでしょうか。</p>
西角課長	<p>まず 1 点目の「支障のない範囲において」ということですが、定員についてはプラス 1 割程度は弾力的に運用してまいりたいと考えています。ただし、クラスの状況に応じて、配慮の必要な子どもがいる場合には、定員のプラス 1 割に満たないこともあります。</p> <p>2 点目について、基本は 2 人以上の支援員配置となりますが、1 人は資格のある支援員で、もう 1 人につきましては補助員でも構わぬことになっています。</p>
藤原真佐子委員	そういう状況で特に現場からは要望はでていないのでしょうか。

<p>西角課長</p> <p>小川教育長</p> <p>阪下課長</p>	<p>配慮の必要な子どもがいる場合には 1 人プラスしたり、また、規則にもあります、1 クラスが 46 人以上になった場合には 3 人の配置としております。</p> <p>他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 10 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、議案第 10 号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第 11 号「和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則制定について」事務局（指導室）より説明をお願いします。</p> <p>資料 14 ページ、議案第 11 号「和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則制定について」、指導室の阪下よりご説明申し上げます。</p> <p>まず、本規則全体の構成としましては、この規則を読んだ方が、説明を受けなくても分かるように、理解しやすい表現方法とすること、手続き等を含めた奨学金制度に係る一連の流れが分かりやすいようにしております。</p> <p>具体的には、15 ページをご覧ください。第 1 条におきまして、規則の趣旨について定めております。</p> <p>第 2 条におきまして、奨学金制度の対象について、第 3 条におきまして、奨学金の種類及び額を定めておりますが、こちらにつきましては、16 ページに、種類別の対象者と必要書類、奨学金の額を表にまとめております。</p> <p>第 4 条から第 7 条におきまして、16 ページから 17 ページに、受付、通知、貸付期間、貸付け又は給付の方法について、手続き面の一連の流れを定めております。</p> <p>第 8 条におきまして、身上異動について定めております。</p> <p>第 9 条から第 12 条におきまして、17 ページから 19 ページに、奨学金の返還に係る、計画書の提出、返還、返還猶予、返還免除について定めております。</p> <p>第 13 条、第 14 条におきまして、奨学金の取消し及び停止、取消し等における返還について定めております。</p> <p>第 15 条におきまして、20 ページに、利息について、第 16 条におきまして、委任について定めております。</p> <p>最後に附則として、施行期日を定めております。</p> <p>また、施行規則とあわせまして、21 ページから 32 ページに、申請や返還に係る第 1 号から第 10 号までの様式もございます。</p>
--------------------------------------	--

	<p>なお、33 ページから 38 ページに、現在、素案として作成中の保護者あて案内文書及び募集要項も参考資料として添付しておりますが、こちらにつきましては、7 月及び 10 月頃に配付予定となっておりますので、いただいたご意見をもとに修正してまいります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。</p>
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
藤原真佐子委員	35 ページの奨学金の貸付時期について、上半期と下半期に 6 か月分まとめて支払われることになっていますが、高校への支払いは毎月だと思いますので、毎月の支給という形にはできないのでしょうか。家計管理が困難な家庭では、まとめて支給されると外食などにすぐに使ってしまうことがあると言われていますので、6 か月まとめて支給しても大丈夫なのかなと思います。
阪下課長	委員のおっしゃるとおり、月々の支給のほうが適切であるとは思いますが、現状の事務処理の手続き上、毎月の支給は難しいと考えております。
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 11 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	【異議なし】
	ご異議がないようですので、議案第 11 号は、原案どおり可決いたしました。
	続きまして、議案第 12 号「施設一体型義務教育学校の設置について」事務局（教育総務室）より説明をお願いします。
東課長	<p>教育総務室、東です。</p> <p>まずは、資料 41 ページの答申書を確認願います。</p> <p>かねてより、地域調整を進めておりました、槇尾中学校区における学校適正配置について、平成 30 年 12 月に和泉市適正就学対策審議会に諮問し、3 回の審議の後、平成 31 年 3 月 19 日付けで、資料のとおり答申を受けた次第でございます。</p> <p>資料戻りまして、39 ページをお願いします。</p> <p>本日につきましては、先ほどの審議会での答申を受け、教育委員会として、「横山小学校、南横山小学校、槇尾中学校を統合し、現槇尾中学校の敷地を活用した施設一体型義務教育学校の設置」を行うこと、併せて、市内どこからでも通学できる特認校とすることについて、意思確認をお願い</p>

	<p>するものでございます。</p> <p>この意思確認を受け、横山小学校、南横山小学校のあと地利用をはじめ、関係部局との調整事項が多岐にわたりますことから、 庁議を開催し、その後、用地の追加取得に係る予算要求や地域説明会の開催をはじめ、学校開校の準備委員会を進める予定としております。</p> <p>続きまして、資料の 42 ページをお願いします。本施設一体型義務教育学校の特認校として、めざす方向性については、既に、ご報告しているところでございますが、その概要を資料の左側に記載しており、審議会や意見交換会での要望等を真ん中に記載し、その対応の方向性を右側に記載しております。</p> <p>つきましては、この資料を認識しながら、準備委員会を進め、具体的な内容を整理する所存でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>説明は、以上です。</p>
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
槙野委員	教育委員会での今回の議決で、施設一体型義務教育学校の設置についての手続きは完了するのですか。
東課長	今後、学校設置に関する条例改正の手続きが必要になりますので、今回の議決を受けまして、学校開設準備委員会で、学校名等を検討し、学校名が整理できましたら、学校設置の条例案として教育委員会で議決をいただいた後、議会に諮り、議決をいただくことで手続きが完了する流れとなります。
槙野委員	「横山小学校、南横山小学校、槙尾中学校を統合し」と書いている訳ですから、廃止についても今回の議決内容に含まれているということですね。地域の皆さんのお見も、これまで聞いてきた上での、今回が最終的な学校の設置についての議決という理解でよいのですか。
東課長	はい。今回の議決を受けまして、地域への説明会等も開催し、追加の用地取得等の予算要求も行っていく予定です。
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 12 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、議案第 12 号は、原案どおり可決いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第 13 号「平成 31 年度 「学校に対する指示事項」について」事務局（指導室）より説明をお願いします。</p> <p>平成 31 年度「学校に対する指示事項」について教育指導監大槻よりご説明申し上げます。資料 52 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 13 号 平成 31 年度「学校に対する指示事項」について、提案の理由でございますが、和泉市立学校に対する指示の基本方針として、校長に示し周知徹底を図る必要があるためでございます。</p> <p>提案の根拠となります和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則の第 2 条に「教育委員会は、法第 25 条第 2 項に定めるものほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となつてございまして、その第 3 項に「教育内容の方針に関すること。」とあることからご審議いただくものでございます。</p> <p>それでは、平成 31 年度「学校に対する指示事項 和泉の子どものために」の内容について、引き続きご説明申し上げます。</p> <p>まず、この冊子「学校に対する指示事項」ですが、先に大阪府教育委員会から示されております「市町村に対する指導・助言事項」を踏まえた上で、和泉市の基本方針や学校園に取り組んでほしい重点項目をまとめたものです。</p> <p>今後の流れでございますが、本日の教育委員会での議決を受けまして、速やかに各校長に配付いたします。各校長は「指示事項」を踏まえた上で、来年度の学校教育目標を設定します。</p> <p>教育委員会としましては、4 月 9 日の年度当初の校園長会議におきまして、「指示事項」の説明、特に重点項目について校長に指示いたします。</p> <p>その取組状況につきましては、年度途中のヒアリング、年度末の校長「開示面談」等において評価を行っております。併せて、学校訪問により直接学校を見る機会を積極的に設けて、実際の学校を見ています。</p> <p>あいさつ、職員の態度、休み時間も含めた児童生徒の雰囲気、授業の様子、特に子どもの様子、先生の指導の様子、また、窓ガラス割れたままになっていないか、ごみが落ちたままになっていないかなど、学校全体の雰囲気を見ながら、学校の取組みを確認させていただいております。</p> <p>それでは冊子の内容について、取組みの重点を中心にご説明申し上げます。</p> <p>《平成 31 年度 学校に対する指示事項》</p> <p>平成 31 年度の取組みの重点</p> <ul style="list-style-type: none"> I. 確かな学力を育成する取組みの充実 II. 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ III. 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり IV. 教職員の資質向上と学校運営体制の確立
--	--

	<p>小川教育長 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>藤原真佐子委員 17 ページ (7) に「平成 30 年度の学校での監査においても、これまで指導してきた事項が守られていないという厳しい指摘を受けている」とあります、これは何かあったのですか。</p> <p>大槻教育指導監 校校での公金等の取扱いにおいて、不正ではないのですが、帳簿への記載や日付が抜けているところがあり、後でチェックができないといった指摘や、また、教材等を購入するときに、本来は計画的に必要な金額を準備してから購入すべきところを、費用を立て替えて先に購入し、後からその費用を請求処理しているというようなことがあります、これまでに何度か指摘をされていますので、自分の経験も踏まえ、しっかり指導してまいります。</p> <p>小川教育長 他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 13 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、議案第 13 号は、原案どおり可決いたしました。</p> <p>それでは続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>以下の内容を報告して終了。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 和泉市立学校に係る部活動の在り方に関する方針について (2) 天皇の即位の日を休日とする法律の施行に伴う休日の一時預かり保育実施について</p> <p>その他の報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度人事異動内示について ・報道発表について
--	--

平成 31 年和泉市教育委員会第 3 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。